

指定管理候補者の募集に当たっての質問及び回答

<児童館 共通事項>

No.	質問	回答
1	【資格者の記載について】 開始2年間ほどは、現在役職に就かれている現職の方（特に児童厚生員の方など）に引き続きお願いしたいと考えている。個人情報等は把握できていないため、記載方法を知りたい。	指定管理業務に必要な職員については、応募される法人・団体にて確保をお願いします。
2	指定管理者制度に係る共同企業体協定書につきまして、経営に直接携わっていない団体の場合、記載は不要と考えてよいのか。	募集要項P.5に記載のありますとおり、共同企業体として申請する場合には、様式第7号の共同企業体協定書等が必要となります。
3	指定期間内の年度ごとの収支計画書において、金額設定後に途中で変更することは可能か。	原則できません。ただし、基本協定書第10条第2項や第24条に該当する場合、及びリスク分担表に記載の事項で管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、市と協議の上、金額変更することができます。
4	施設管理経費の目安について、過去の書類等を参考に記載しても問題ないか。	募集要項P.2の「4 管理運営に要する経費」に記載のとおりです。 （なお、移転改築する蛭川児童館についても同様です。）
5	様式第5号「自主事業に関する提案書」と様式第3号「サービスの向上及び利用者の増加を図るための方策」の内容が類似しているが、重複しても差し支えないか。	様式第3号は、様式のカッコ書きに記載のとおり、自主事業も含めて、サービスの向上及び利用者の増加を図るための方策があれば記載してください。 様式第5号は、業務委託料を財源としない自主事業の提案があれば記載してください。業務委託料を財源とする事業については、様式第4号「1 指定期間内の年度ごとの業務計画書」の、「仕様書との整合」の欄に詳細を記入いただくか、書ききれない場合には、別紙としていただいかまいません。